

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年9月18日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は以下の理由から本件処分の違法・不当を主張する。

請求人において、バイオリンの練習に通える場所がなくなり、家でも練習ができないことは、転居に際し敷金等を必要とする場合を定める課長通知第7・問30・答8及び10に該当するものといえる。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年2月12日	諮問
平成31年3月20日	審議（第31回第4部会）
平成31年4月23日	審議（第32回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げている。そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。
- (2) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項は同条9項により保護の変更の申請に準用すると規定している。また、厚生労働省令で定める事項として、法施行規則1条3項は、「要保護者の性別及び生年月

日」及び「その他必要な事項」を挙げる。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第9・1によれば、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等について助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。」、「また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。」と定められている。

- (3) 課長通知第7・問30・答によれば、局長通知第7・4・(1)・カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とし、「8 火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえないと認められる場合」、「10 居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえない状態になったと認められる場合」等が挙げられている。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、受給者個人の能力として器楽（小提琴）演奏奉仕活動の経験実績技能の基礎がすでにあつて、これを活用することが保護実施上の遺漏なき観点から必要であり、居宅練習をするには、現在の支給住宅物件においては狭隘で劣悪な住宅環境であるといえるとして、転居に際し、敷金等を必要とする場合を定める課長通知第7・問30・答10「居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であつて、明らかに居住にたえないと認められる場合」に該当すると主張する（第3）。

しかし、「居住する住居が著しく狭隘又は劣悪」とは、居住する建物や居室がその構造等において狭隘又は劣悪である場合を意

味するものと解される。そして、担当職員が現在の居住状況を調査するため請求人宅を訪問し、調査した結果、1Rで西側にベランダや窓があり、部屋は明るく、居室部は6畳弱あり、建物の不具合等は確認できなかったことが認められる。このことからするならば、請求人宅がその構造等において狭隘又は劣悪であるとは認めることはできず、「居住する住居が著しく狭隘又は劣悪」であるとはいえない。なお、請求人から他の部屋でギターを弾く人があり、音が漏れてくるとの弁があったとのことであるが、その具体的状況は明らかでなく、このことをもって、請求人宅がその構造等において狭隘又は劣悪であるとの判断に至ることはできない。

そうとすると、処分庁が、本件申請を敷金等を必要とする場合に当たらないとして却下したことについては、不合理なものとは認められない。

また、請求人は近年〇〇に通えなくなったことにより、練習環境を喪失し居住にたえられなくなったものであるから敷金等を必要とする場合を定める課長通知第7・問30・答8「火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえないと認められる場合」に該当すると主張する（第3）。

しかし、課長通知の「居住にたえない」とは、「火災等の災害により現住居が消滅」と並列に規定されていることからするならば、住居の消滅と同様の状態を意味するものと考えられ、従って、火災等の災害による住居の消滅には至らないが、それに準じる程度に住居が破壊され、物理的に居住することが困難な状態になったことを意味するものと考えられる。そうとすると、請求人の主張する「練習環境の喪失」は、「居住にたえない」に当たらないことは明らかである。

したがって、この点においても、処分庁が、本件申請を敷金等

を必要とする場合に当たらないとして却下したことについては、不合理なものとは認められない。

以上のとおり、処分庁が行った本件処分は、上記1の法令等の定めに基づきなされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美